

○国土交通省告示第千二十三号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに海上運送法施行規則の一部を改正する省令（令和七年国土交通省令第四十三号）による改正後の海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条の十一第二項第二号（第十九条の三、第二十条の十二、第二十一条の五第三項（第二十三条の六第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条の七第一項、第二十二条の六及び第二十三条の十第一項において準用する場合を含む。）及び第二十一条の五第二項第一号（第二十三条の六第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、運航管理者を船舶に乗り組ませるために運航管理者及び陸上従業者に受講させなければならない講習に関する告示を次のように定める。

令和七年十一月二十一日

国土交通大臣 金子 恭之

運航管理者を船舶に乗り組ませるために運航管理者及び陸上従業者に受講させなければならない講習に関する告示

（用語の定義）

第一条 この告示において「運航管理者」とは、海上運送法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（第五項において「新法」という。）

第十条の六第一項（同法第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項で準用する場合を含む。）に規定する運航管理者をいう。

2 この告示において「運航管理者兼務講習」とは、海上運送法施行規則の一部を改正する省令による改正後の海上運送法施行規則（以下「新施行規則」という。）第七条の十一第二項第二号（同規則第十九条の三、第二十条の十二、第二十一条の五第三項（同規則第二十三条の六第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条の七第一項、第二十二条の六及び第二十三条の十第一項において準用する場合を含む。）及び同規則第二十一条の五第二項第一号（同規則第二十三条の六第一項において準用する場合を含む。）の規定（以下「兼務講習規定」という。）により運航管理者に受講させなければならない講習をいう。

3 この告示において「登録運航管理者兼務講習機関」とは、次条の規定により国土交通大臣の登録を受けた者をいう。

4 この告示において「運航管理者兼務講習修了証明書」とは、兼務講習規定に規定する運航管理者兼務講習を修了したことを証する書類をいう。

5 この告示において「陸上従業者」とは、新法第十条の七第二項ただし書（同法第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項で準用する場合を含む。）の規定により運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者（第二十三条及び第二十四

条において「運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者」という。）が配置しなければならない、当該運航管理者と常時連絡を取ることができる従業者（船舶に乗り組んでいない者に限る。）をいう。

6 この告示において「陸上従業者兼務講習」とは、兼務講習規定により陸上従業者に受講させなければならない講習をいう。

7 この告示において「登録陸上従業者兼務講習機関」とは、第二十二条第一項の規定により国土交通大臣の登録を受けた者をいう。

8 この告示において「陸上従業者兼務講習修了証明書」とは、兼務講習規定に規定する陸上従業者兼務講習を修了したことを証する書類をいう。

（登録運航管理者兼務講習機関の登録）

第二条 運航管理者兼務講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（登録の手続）

第三条 前条の登録（この条において「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 運航管理者兼務講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 運航管理者兼務講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行う事務所の名称及び所在地

三 講習事務の開始予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書面

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類並びに履歴を記載した書面

三 運航管理者兼務講習に必要な書籍その他の教材を用いて運航管理者兼務講習が行われるものであることを証明する書類

四 運航管理者兼務講習を行う講師が海上運送法（次条及び第九条において「法」という。）第三十二条の四十第二項で準用する同法第三十二条の二十七第一項各号に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを信じさせるに足る書類

五 運航管理者兼務講習を行う講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

六 登録を受けようとする者が次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（登録の要件等）

第四条 国土交通大臣は、第二条の登録の申請に係る運航管理者兼務講習が、当該講習に必要な書籍その他の教材を用いて、法第三十二条の四十第二項で準用する同法第三十二条の二十七第一項各号に掲げる運航管理者講習（法第三十二条の九第三項に規定する運航管理者講習をいう。）の講師の条件のいずれにも適合する者により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。

2 国土交通大臣は、第二条の登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第十七条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 第二条の登録は、登録運航管理者兼務講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 運航管理者兼務講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 運航管理者兼務講習を開始する日

（登録内容の変更の届出）

第五条 登録運航管理者兼務講習機関は、第三条第二項各号に掲げる書類の記載事項（次条又は第七条の規定により届け出なければならない事項を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨及び当該変更後の当該書類を国土交通大臣に届け出なければならない。

（役員の選任の届出等）

第六条 登録運航管理者兼務講習機関は、役員を選任したときは、その日から二週間以内に、選任した役員の氏名、住所及び履歴を記載した届出書を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 登録運航管理者兼務講習機関は、役員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨並びにその理由及び年月日を記載した届出書に登記事項証明書を添付して国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録簿の変更の届出）

第七条 登録運航管理者兼務講習機関は、第四条第三項第二号及び第三号に掲げる事項の変更をしようとするときは、その二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 登録運航管理者兼務講習機関は、前項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする日

三 変更の理由

3 前項の届出書には、変更に係る事項を証明する書類を添付しなければならない。

（登録の更新）

第八条 第二条の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第二条から第四条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（講習事務の実施に係る義務）

第九条 登録運航管理者兼務講習機関は、公正に、かつ、第四条第一項に規定する要件及び次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

一 講習事務を管理する者（第三号及び次条第二項第六号において「運航管理者兼務講習管理者」

という。)が次に掲げる要件に適合すること。

イ 二十五歳以上の者であること。

ロ 過去二年間に講習事務に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者でないこと。

ハ 講習事務を適正に管理できると認められる者であること。

ニ 運航管理者兼務講習について必要な知識及び経験を有する者であること。

二 前号イからニまでに掲げる要件に適合する者であつて登録運航管理者兼務講習機関が選任したものが、運航管理者兼務講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。

三 運航管理者兼務講習管理者及び講師の知識及び能力の維持のため、当該運航管理者兼務講習管理者及び講師に対し、運航管理者として船舶に乗り組むに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分な研修を受講させること。

2 運航管理者兼務講習は次に掲げる内容及び方法の基準に適合するように行われなければならない。

一 運航管理者兼務講習を受講できる者は、十八歳以上の者であること。

二 運航管理者兼務講習は、講義の終了後に、受講者が講義の内容全体について十分に理解してい

ることを確認するものであること。

三 運航管理者兼務講習の科目は、次のとおりであること。

イ 輸送の安全の確保に関する科目

ロ 船舶の運航に関する科目

(1) 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断

(2) 航海の安全の確保

ハ 輸送の安全に係る近年の動向に関する科目

四 運航管理者兼務講習の内容は、運航管理者として船舶に乗り組むに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なものであること。

五 運航管理者兼務講習の講義時間は、一時間以上であること。

六 運航管理者兼務講習は、毎月一回以上行うものであること。ただし、国土交通大臣が特に必要があることを認めた場合は、この限りでない。

七 離島その他受講の機会を確保するために特別の配慮を必要とする認められる区域に在住する者に対し、適正かつ合理的な範囲内において、運航管理者兼務講習の実施場所の確保その他の便宜の提供が行われるものであること。

八 運航管理者兼務講習を修了した者に対し、遅滞なく、運航管理者兼務講習修了証明書を交付す

るものであること。

九 前各号に掲げるもののほか、公正性及び公平性の観点から適当と認められる方法により運航管理者兼務講習を行うものであること。

（講習事務規程）

第十条 登録運航管理者兼務講習機関は、講習事務の開始前に、講習事務の実施に関する規程（次項において「講習事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習事務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

- 一 運航管理者兼務講習の受講の申請に関する事項
- 二 運航管理者兼務講習の日程、公示の方法その他運航管理者兼務講習の実施の方法に関する事項
- 三 運航管理者兼務講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
- 四 運航管理者兼務講習に必要な書籍その他の教材の名称、著者及び発行者
- 五 運航管理者兼務講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- 六 運航管理者兼務講習管理者の氏名及び履歴
- 七 講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 帳簿書類（帳簿書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の管理に関する事項

九 講習事務に関する公正の確保に関する事項

十 不正な受講者の処分に関する事項

十一 その他講習事務の実施に関し必要な事項

（帳簿の備付け等）

第十一条 登録運航管理者兼務講習機関は、講習事務について、次に掲げる事項が記載された帳簿並びに運航管理者兼務講習の受講申請書及びその添付書類又は運航管理者兼務講習の受講申請書及びその添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を備え、運航管理者兼務講習を終了した日から三年間これらを保存しなければならない。

一 運航管理者兼務講習の料金の収納に関する事項

二 運航管理者兼務講習の受講の申請の受理に関する事項

三 運航管理者兼務講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項

四 その他運航管理者兼務講習の実施状況に関する事項

（帳簿等の提出）

第十二条 登録運航管理者兼務講習機関は、第十六条の規定により講習業務を休止し、又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなった場合は、遅滞なく、前条の帳簿並びに運航管理者兼務者講習の受講申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を

国土交通大臣に提出しなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十三条 登録運航管理者兼務講習機関は、毎事業年度、当該事業年度の経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第一号及び第三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 運航管理者兼務講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録運航管理者兼務講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録運航管理者兼務講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電子情報処理組織を使用する方法及び受信者がファイル

への記録を出力することによる書面を作成できる方法であつて次に掲げる方法のうち登録運航管理者兼務講習機関の定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 電磁的記録に係る記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
(適合命令)

第十四条 国土交通大臣は、運航管理者兼務講習が第四条第一項に規定する要件に適合しなくなったと認めるときは、当該登録運航管理者兼務講習機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十五条 国土交通大臣は、登録運航管理者兼務講習機関が第九条の規定に違反していると認めるときは、当該登録運航管理者兼務講習機関に対し、同条の規定による運航管理者兼務講習を行うべきこと又は講習事務の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(講習事務の休廃止)

第十六条 登録運航管理者兼務講習機関は、講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 登録運航管理者兼務講習機関は、前項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止をしようとする講習事務に関する業務の範囲

二 休止又は廃止をしようとする日

三 休止をしようとする場合にあつては、その期間

四 休止又は廃止の理由

（登録の取消し等）

第十七条 国土交通大臣は、登録運航管理者兼務講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四条第二項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第七条、第十条、第十一条、第十三条第一項又は前条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がなく、第十三条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第十四条又は第十五条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二条の登録を受けたとき。

（国土交通大臣による講習事務の実施等）

第十八条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録運航管理者兼務講習機関がないとき。

二 第十六条の規定による講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条の規定により第二条の登録を取り消し、又は登録運航管理者兼務講習機関に対し講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録運航管理者兼務講習機関が天災その他の事由により講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により講習事務を行うこととするときは、当該講習事務を開始する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

（登録運航管理者兼務講習機関の講習事務等の国土交通大臣への引継ぎ）

第十九条 登録運航管理者兼務講習機関は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日前に受け付けた申請に係る運航管理者兼務講習（第一号又は第三号に掲げる場合において、運航管理

者兼務講習に関する業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）を同日前に開始していないときは、当該申請に係る申請書及びその添付書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）（申請者からの申出があつた場合に限る。）並びに料金を、速やかに申請者に返還しなければならない。

一 第十六条の届出をして講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合 当該業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日

二 第十七条の規定により第二条の登録を取り消された場合 当該登録を取り消された日

三 第十七条の規定により期間を定めて講習事務に関する業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合 当該定められた期間の初日

四 第一号又は前号に掲げる場合のほか、前条第一項の規定により国土交通大臣が講習事務を行うこととなった場合 前条第二項の当該講習事務を開始する日

2 登録運航管理者兼務講習機関は、前項各号に掲げる場合に該当し、国土交通大臣が前条第一項の規定により講習事務に関する業務の全部又は一部を行う場合には、（前項第一号又は第三号に掲げる場合において、当該業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（国土交通大臣の講習事務等の登録運航管理者兼務講習機関への引継ぎ）

第二十条 国土交通大臣は、第十八条第一項の規定により行っている講習事務を行わないものとする場合には、当該講習事務を終止する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

2 国土交通大臣は、前項に規定する場合には、同項の当該講習事務を終止する日以後において、当該講習事務の実施のために必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を当該講習事務を実施する登録運航管理者兼務講習機関に送付するものとする。

（公示）

第二十一条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

一 第二条の登録をしたとき。

二 第七条の規定による届出があつたとき。

三 第十六条の規定による届出があつたとき。

四 第十七条の規定により第二条の登録を取り消し、又は講習事務に関する業務の停止を命じたとき。

（登録陸上従業者兼務講習機関）

第二十二條 陸上従業者兼務講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 第三条から前条までの規定は、前項の登録、陸上従業者兼務講習及び登録陸上従業者兼務講習機関に関する事務について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第三項	登録運航管理者兼務講習機関登録簿	登録陸上従業者兼務講習機関登録簿
第八条第二項	第二条から第四条	第三条、第四条及び第二十二條第一項
第九条第一項第一号及び第三号並びに第十条第二項第六号	運航管理者兼務講習管理者	陸上従業者兼務講習管理者
第九条第一項第三号及び第二項第三号	運航管理者として船舶に乗り組むに当たり	陸上従業者としての職務を行うに当たり
第九条第二項第七号、第十条第二項第五号及び第十一条第三号	運航管理者兼務講習修了証明書	陸上従業者兼務講習修了証明書

（運航管理者兼務講習に係る特例）

第二十三条 運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者が、兼務講習規定により運航管理者に運航管理者兼務講習を受講させなければならない場合において、当該運航管理者が最後に運航管理者兼務講習を受講した日から起算して二年を経過しないときは、兼務講習規定により運航管理者兼務講習を受講させたものとみなす。

（船舶が小型船舶であつて当該船舶の航行中は他の船舶を運航しない等の場合の運航管理者兼務講習の受講義務）

第二十四条 新施行規則第二十一条の五第一項第一号（同規則第二十三条の六第一項において準用する場合を含む。）の場合において、運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、当該運航管理者に、最後に運航管理者兼務講習を受講させた日から起算して二年を経過する日までに運航管理者兼務講習を受講させなければならない。

（陸上従業者兼務講習に係る特例）

第二十五条 運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者が、兼務講習規定により陸上従業者に陸上従業者兼務講習を受講させなければならない場合において、当該陸上従業者が最後に陸上従業者兼務講習を受講した日から起算して二年を経過しないときは、兼務講習規定により陸上従業者兼務講習を受講させたものとみなす。

（船舶が小型船舶であつて当該船舶の航行中は他の船舶を運航しない等の場合の陸上従業者兼務講習の受講義務）

第二十六条 新施行規則第二十一条の五第一項第一号（同規則第二十三条の六第一項において準用する場合を含む。）の場合において、運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、陸上従業者に、最後に陸上従業者兼務講習を受講させた日から起算して二年を経過する日までに陸上従業者兼務講習を受講させなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条から第二十六条までの規定は、海上運送法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（次条において「特定日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 次の各号に掲げる場合には、第二十四条及び第二十六条の規定にかかわらず、特定日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

- 一 特定日前に内航貨客定期航路事業の登録を受けている場合（改正法附則第六条第三項に規定する者が人の運送をする内航貨物定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）
- 二 特定日前に内航一般不定期航路事業の登録を受けている場合（改正法附則第六条第五項に規定する者が人の運送をする内航不定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）